

利 用 の き ま り

坂井輪コミュニティセンター

「坂井輪コミュニティセンター」は、坂井輪地区住民の皆さんのより良いコミュニティ(地域社会)を築いていく場として、設置された施設です、このことを強く認識して、お互い・秩序を守り・防災に心がけ・時には譲り合い、施設を大切に利用していきましょう。また、利用にあたっては利用者どうしのトラブルのないよう、管理運営委員会が定めた利用のきまり、及び指示に従って気持ちよく使っていきましょう。

1 センターの機能

この地域の住民の皆さんの自治活動、文化教養、保健体育、レクリエーション、福祉、ボランティア等、それぞれの活動に利用する場となります。

2 センターの管理運営

地域内のコミュニティ協議会・自治会・町内会はじめ各種団体の代表で構成する「坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会」が、新潟市の指定管理者として、コミュニティセンターの管理運営にあたっています。

3 用語の意味

この「利用のきまり」で使用する用語の意味は次のとおりです。

- (1) 定期利用者 年間定期的に利用する為当事務局に登録してある個人および団体利用者。
- (2) 一般利用者 定期利用団体として登録していない個人・または団体利用者。
- (3) 利用者 定期利用者・一般利用者。
- (4) 音響機器 テープ・レコーダー、CDラジカセ等
- (5) 拡声音響機器 アンプ(音量増幅器)等
- (6) 営利目的
 - ①営利業者が営利を目的に行う商品・サービスの販売・宣伝行為・教授を営利にしている団体若しくは教授を日常の稼業としている講師が主催し、生徒募集を行う教室・講座等を云う。
 - ②各利用者が自主的に主催し、講座・学習会における会費・受講料・諸費用などの徴収・また講師への謝礼の支払いが、常識的範囲内にある金額の場合は(例 月一人当たり 3,000 円前後相当の金額である場合)「営利目的」には該当しない。

4 利用できる時間

(1) 利用できる時間は午前9時から午後9時までとします。

(2) 利用時間の区分は次のとおりです。(利用時間は厳守してください)

大・小ホール・和室		調理実習室	
区分	時間帯	区分	時間帯
午前	9時～12時45分	午前	9時～13時45分
午後	13時～16時45分	午後	15時～19時45分
夜間	17時～20時45分		

大・小ホール・和室 (午前の部 12時45分～13時)
(午後の部 16時45分～17時)
(夜間の部 20時45分～21時)
調理実習室 (午前の部 13時45分～14時)
(午後の部 19時45分～20時)

の15分間は備品の後片付け、掃除、
忘れ物の点検をし、利用時間内
に終了してください。

5 図書室の利用時間

(1) 水曜日、金曜日 午後 1時から午後5時まで

(2) 土曜日 午前 10時から午後5時まで

◎注意 坂井輪コミュニティセンター内「小針地区図書室」以外の所からの貸出書籍の返却には応じられません。

6 休館日

(1) 毎週 月曜日

(2) 祝祭日

(3) 8月13日～8月16日まで

(4) 12月29日～1月3日まで

7 坂井輪コミュニティセンターの優先利用

(1) 坂井輪地区在住の皆さんの利用を優先します。

(2) コミュニティ協議会・自治会・町内会・公的機関等の利用(ただし、利用日1ヶ月前までの申込)、が他の利用者に優先します。

「すでに利用許可申請受領後であっても取り消させていただく場合があります。」

(3) 坂井輪コミュニティセンター行事、会議または新潟市関連の行事利用を優先します。

(4) 利用の優先は原則として予約申し込み順とします。

8 利用申込・利用変更・利用取消の手続き

[利用の申込]

利用の申込は、所定の「利用許可申請書」(別記様式第1号)を提出して「利用許可書」(別記様式第3号)の交付を受け、施設の「利用料」を納入して利用してください。

- (1) 定期的利用の申込は、毎月25日までに翌月分の利用の申込と利用料を納入して下さい。(申込受付は1か月分のみとします)
- (2) 一般利用者の申込は、先着順に受理し、「利用許可書」を交付します。
- (3) 受付時間は午前9時から午後6時までをお願いします。

[利用日時の変更・取消]

- (1) 利用日時の変更・取消は、電話でも受け付けますので速やかに連絡して下さい。
その後所定の「変更許可申請書」「取止申出書」(別記様式第2号)を提出して「利用変更許可書」(別記様式第4号)を受け取って下さい。

9 入館・入室・退室

[開館・閉館時刻]

- (1) 開館時刻は、午前9時です。
閉館時刻は、午後9時です。(午後8時45分に活動を終了し、午後9時には退室して下さい。)

[入室・退室時の注意事項]

- (1) 入室は利用料の清算を済ませてからにしてください。
- (2) 利用報告書(別表参照)を受け取り所要事項を記入のうえ、退室時、事務室に提出して下さい。
- (3) 各部屋の利用は、利用開始時刻までは入室できません。
- (4) 利用開始時刻前は退出の催促はしないで下さい。
- (5) ご利用制限時間までには活動を終了して下さい、その後、備品の後片付け・掃除・忘れ物の確認をして、退室してください。

10 利用料

坂井輪コミュニティセンターの管理運営費の一部として、利用者の方より利用料を納入していただきます。

(1) 各室利用料・別表第1表・参照

(2) 飲酒時追加利用料・別表第2表・参照

(但し、飲酒を伴う場合の飲酒時追加利用料は、午前・午後・夜間と連続して利用するような場合は、時間的区分による、飲酒時追加利用料の加算は致しません。)

[利用料の返還]

(1) 利用日の5日前までに変更または取消の連絡を電話でも受付けますので、速やかに連絡してその後所定の手続きをとって下さい。利用料の返還に応じます。

(2) 坂井輪コミュニティセンターが、諸々の事情により休館となった場合、利用料の返還を致します。

[利用料の免除]

次に掲げたものは利用料を免除します。

(1) 管理運営委員会が利用する時。

(2) 新潟市が利用する時。(坂井輪地区各コミュニティ協議会が利用する場合含む)

(3) その他管理運営委員会が認めた時。

①利用団体が共同して行う定期発表行事。

②こども料理教室。

11 禁止・注意事項

[禁止事項]

次に掲げる利用行為は禁止いたします、違反行為があったときは直ちに承認を取り消し、以後の利用を禁止します。

(1) 営利目的とした利用。

(2) 公益、風俗、秩序、環境を乱す恐れのあるとき、また建物、設備、備品を汚損または棄損する恐れのあるとき。

(3) 大音量の拡声音響機器の持込使用の禁止

(4) 坂井輪コミュニティセンターの器具・備品の外部持ち出しは認めません。

(5) その他、管理運営委員会が不相当と判断した場合。

12 防災・人命救助に関して

- (1) 年2回消防避難訓練を行なっています、参加協力をお願いします。
(参加できない方は、坂井輪コミュニティセンターの避難環境を確認しておいてください。)
- (2) 年1回のAED「自動体外式除細動器」の使用講習があります、参加協力をお願いします。
- (3) 管理について
 - ・AEDの管理は主管理人が行う。

13 寄付

坂井輪コミュニティセンターへの、善意による備品・器具等の寄付はお受けいたしますが、寄贈者のお名前の公表は致しません。

利用上の注意事項

◀ 利用上の注意 ▶

利用者は次の事項について厳守してください、守っていただけない場合は以後の利用をお断りすることがあります。

[一般的な注意]

- (1) 幼児・子供連れの際は、他の利用者に迷惑のかからないよう、また、空き室にみだりに出入しないよう配慮して下さい。
- (2) ダンス等、床を損傷するような靴は使用しないでください。
- (3) 貸出備品は、使用后必ず事務室へ返しチェックを受けてください。
- (4) 設備・器具・備品など毀損した場合は管理人に報告して下さい、やむをえない場合を除き、実費を弁償していただくこともあります。
- (5) ①坂井輪コミュニティセンター利用者の所有物を長期間留め置く場合は、管理運営委員会の許可を得てください。
(団体名等を明記し指定された場所に格納して下さい。)
- ②所有物の管理は各所有者で行ってください、その汚損・棄損・盗難等の事故に関しては、坂井輪コミュニティセンターは一切責任は負いません。
- (6) 坂井輪コミュニティセンターは全館禁煙です。ただし、屋外指定場所は除きます。
- (7) 火災・傷病者などの異常事態が発生したときは、速やかに管理人に連絡すると共に必要な処置をとってください。
- (8) ご利用中、坂井輪コミュニティセンター関係者・市職員が管理運営上、必要により入室する場合があります、その際にご協力をお願いします。
- (9) 営利を目的とした販売行為は禁止します。

[音響に関する注意]

- (1) ①音響・振動等により近隣および他の利用者の迷惑にならないよう、使用機器の音量を絞ってお使い下さい
(楽器類・カラオケ・ダンス・体操・エアロビクス等)
- ②飲酒を伴った歌唱(俗称カラオケ)のための音響機器、拡声音響機器の使用は認めません。
- ③夜間の拡声音響機器の使用は認めません。

〔 備品の利用に関する注意 〕

- (1) 施設、備品には勝手に手を加えたり、改造したりしないで下さい、現状のまま、本来の使い方によって使用してください。
(使用マニュアル記述外の使用、故意等により毀損、故障等を生じさせた場合は、修繕費、又は購入代金を実費弁償していただくこともあります。)

〔 飲食を伴う利用に関する注意 〕

- (1) ①利用責任者を定めてください。
②会場の設営から終了後の後片付け・掃除・忘れ物の確認まで、その責任者の指示のもとに行ってください。
③ご利用後退室する場合は、必ず管理人のチェックを受けて下さい。
- (2) 飲食物の注文、代金支払い等については、坂井輪コミュニティセンターは一切関与致しません、全て利用者側で行ってください。
- (3) 空き容器、空き缶、空き瓶等は納入業者に処理させるよう事前に交渉して下さい。
- (4) 飲食後のゴミ、生ゴミなどは持ち帰って下さい。
また管理人の指示に従って下さい。

別表

第1表 利用料

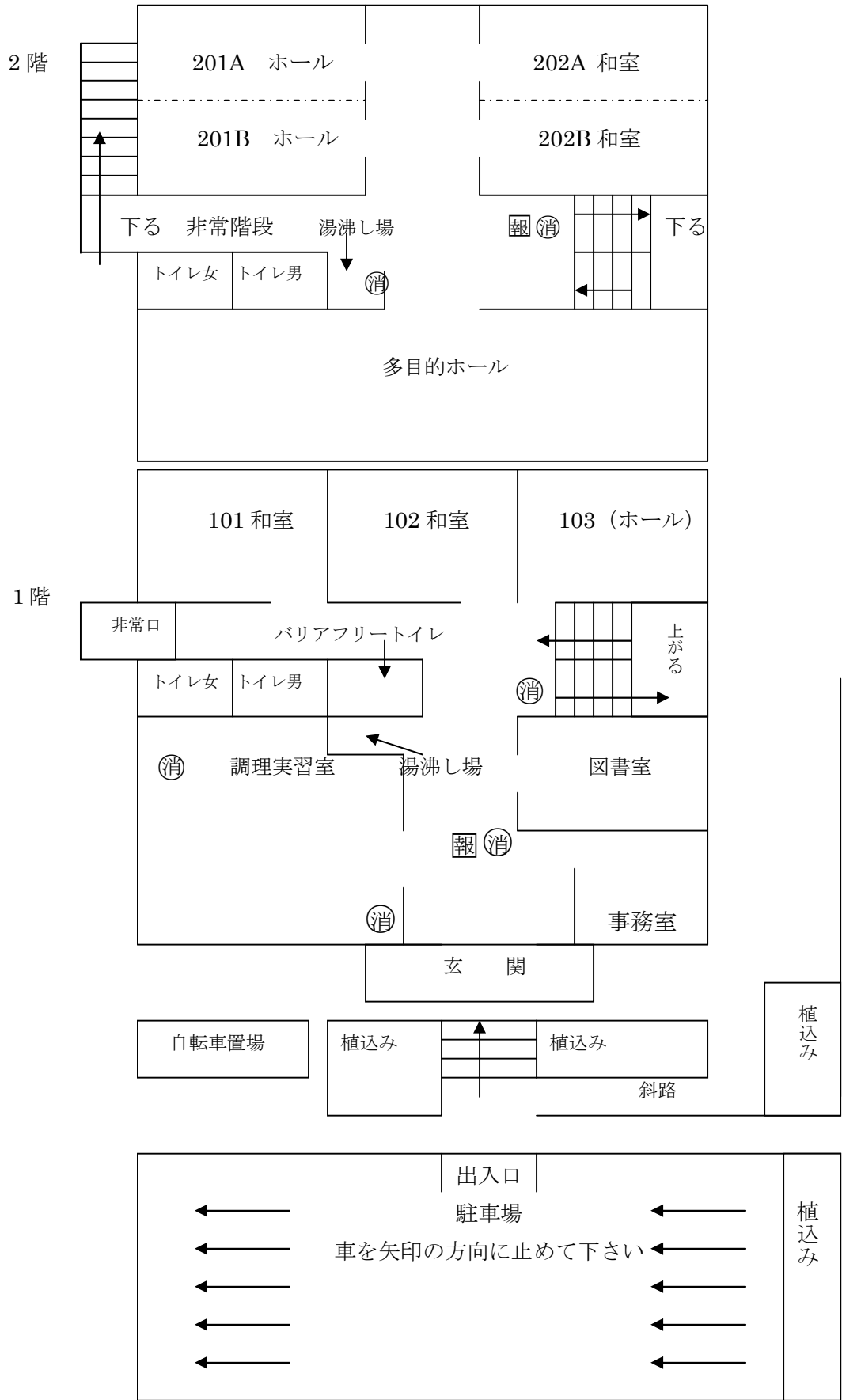
施設利用料		時間帯	午前	午後	夜間
			9時～12時45分	13時～16時45分	17時～20時45分
1階	101号室 和室	各一室	800円	各一室	800円
	102号室 和室				
	103号室 ホール	同上	2部屋利用	1,600円	1,600円
	同上 2部屋利用				
同上 3部屋利用	同上	3部屋利用	2,400円	2,400円	
2階	201A・201B号室 ホール	各1室	500円	各1室	500円
	202A・202B号室 和室	各1室	500円	各1室	500円
	同上 2部屋利用	同上	2部屋利用	1,000円	1,000円
	多目的ホール	同上	多目的ホール	1,500円	1,500円
1階	調理実習室	調理外利用	500円	500円	500円
		調理利用	9時～13時45分	15時～19時45分	
				1,000円	1,000円

第2表 飲酒時追加利用料

飲酒時追加利用料		時間帯	午前	午後	夜間
			9時～12時45分	13時～16時45分	17時～20時45分
1階	101号室 和室	各一室	1,000円	各一室	1,000円
	102号室 和室				
	103号室 ホール	同上	2部屋利用	1,500円	1,500円
	同上 2部屋利用				
同上 3部屋利用	同上	3部屋利用	2,000円	2,000円	
2階	201A ホール	各一室	各一室	各一室	
	201B ホール	1,000円	1,000円	1,000円	
	202A 和室	各一室	各一室	各一室	
	202B 和室	1,000円	1,000円	1,000円	
	同上 2部屋利用	同上	2部屋利用	1,500円	1,500円
	多目的ホール	同上	多目的ホール	2,000円	2,000円

※ 午前・午後・夜間と連続しての飲酒の場合は飲酒時追加利用料の追加はしない。

施設の名称及び各部屋の名称
 坂井輪コミュニティセンターの各部屋の見取り図並びに名称は次の通りです。



付 則

1. このきまりは、昭和 61 年 7 月 30 日から実施する。
2. このきまりは、昭和 62 年 5 月 23 日から一部改正実施する。
3. このきまりは、平成 4 年 11 月 22 日から一部改正実施する。
4. このきまりは、平成 16 年 5 月 7 日から一部改正実施する。
5. このきまりは、平成 16 年 12 月 1 日から一部改正実施する。
6. このきまりは、平成 23 年 1 月 8 日から一部改正実施する。
7. このきまりは、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正実施する。
7. このきまりは、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

駐車場利用のきまり

(駐車は無料)

- 1、駐車場の利用可能時間は利用者の坂井輪コミュニティセンター利用時間内とします。
- 2、駐車場利用者は、受付窓口に備え付けの「駐車確認簿」に所定事項を記入し駐車して下さい。
- 3、時間外または指定外スペースに駐車する場合は、坂井輪コミュニティセンターの許可を得、坂井輪コミュニティセンター「駐車許可証」を車外より確認できる場所に掲示しておいて下さい。
(出庫する場合は、「駐車許可証」を管理人に返却するか、管理人が留守の場合は玄関脇郵便受けに入れてお帰り下さい。)
- 4、駐車場において利用者の接触事故等・諸々の事象により、いかなる損害をこうむるとも坂井輪コミュニティセンターは一切関与いたしません。
(ただし、発生状況などは直ちに管理人にご連絡下さい。)
- 5、坂井輪コミュニティセンター駐車場において、フェンス等の設備を損傷させた場合は、その回復のための修理費用の負担をお願いすることがあります。
- 6、ご利用中、館内放送で駐車車両の移動・入替のお願いの放送をすることがあります、ご迷惑でもご協力をお願いします。

※ 坂井輪コミュニティセンター周辺道路は駐車禁止区域です、ご注意ください。

- 付 則
1. このきまりは、平成 7 年 4 月 26 日から施行する。
 2. このきまりは、平成 16 年 5 月 7 日から一部改正施行する。
 3. このきまりは、平成 16 年 12 月 1 日から一部改正施行する。
 4. このきまりは、平成 23 年 1 月 8 日から一部改正施行する。
 5. このきまりは、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
 6. このきまりは、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正施行する。